

小牧市市内遺跡発掘調査等作業員設置要綱

〔令和 2 年 2 月 1 7 日〕
3 1 小教生第 1 4 1 0 号

(設置)

第 1 条 市内における埋蔵文化財を発掘調査し、開発整備の円滑化を図るため、小牧市市内遺跡発掘調査等作業員（以下「作業員」という。）を置く。

(委嘱)

第 2 条 作業員は、満 1 8 歳以上の者で、一般公募の方法により選考し、小牧市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(作業の内容)

第 3 条 作業員は、次に掲げる作業を行う。

- (1) 市内の遺跡の発掘調査作業
- (2) 市内の文化財施設及びその設備等の管理作業
- (3) その他文化財の保護、管理等に関する作業

(定数及び任期)

第 4 条 作業員の定数は、3 0 人以内とする。

- 2 作業員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の 3 月 3 1 日までとする。
- 3 作業員は、引き続き次年度も任期を更新されることができる。ただし、任期中に満 6 5 歳に達した作業員は、当該任期の末日までに面接等の方法により再度選考を受けるものとし、以後も同様とする。

(作業体制等)

第 5 条 作業員は、第 3 条に規定する作業を行うため教育委員会の指示を受けるものとする。

- 2 作業員の作業体制は原則として週 5 日以内かつ週 2 7 . 5 時間以内の作業とし、作業時間は午前 9 時から午後 3 時 3 0 分までとする。ただし、正午から午後 1 時までは、休憩時間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めたときは、作業日を別に指定し、又は作業時間を変更することができる。
- 4 作業員は、病気その他の理由により作業ができないときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(遵守事項)

第6条 作業員は、その作業の内容を把握し、常に作業を誠実公正に行わなければならない。

2 作業員は、その作業を行うに当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を遵守し、教育委員会の指示に従わなければならない。

3 作業員は、作業上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(謝礼)

第7条 作業員の謝礼は、予算の範囲内において教育委員会が定める額とする。

2 前項に規定する謝礼は、月末で締め切り、その算定額の合計を翌月の15日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。))に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日)に支給する。

(保険加入)

第8条 作業員は、教育委員会が指定する障害保険に加入するものとし、その費用は、市が負担する。

(貸与品)

第9条 教育委員会は、作業員にヘルメット等を貸与する。

(解職)

第10条 教育委員会は、作業員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、作業員を解職することができる。

(1) 故意又は過失により市に損害を与えたとき。

(2) 心身の故障のため、作業を行うに支障があり、又はこれに堪え難い場合

(3) その他教育委員会が作業員としてふさわしくないと認めた場合

(退職)

第11条 作業員は、退職しようとするときは、その日の1月前までに教育委員会に申し出なければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、作業員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。